

東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針

標記は、人の捜索・救出、御遺体の捜索・搬出その他防疫・防火対策の必要性、社会生活の回復等のため、緊急に対処する必要性があるので、その処置についての指針を示すものである。

1. 作業のための私有地立入りについて

作業を行うための私有地への一時的な立入りについては、その所有者等に連絡し、又はその承諾を得なくても差し支えない。ただし、可能な限り所有者等の承諾を得、あるいは作業に立ち会っていただくことが望ましいことから、作業の対象地域・日程等の計画を事前に周知することが望ましい。

2. 損壊家屋等の撤去について

(1) 建物について

- 倒壊してがれき状態になっているものについては、所有者等に連絡し、又はその承諾を得ることなく撤去して差し支えない。
- 本来の敷地から流出した建物についても、同様とする。
- 敷地内にある建物については、一定の原形をとどめている場合には、所有者等の意向を確認するのが基本であるが、所有者等に連絡が取れない場合や、倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士等の専門家に判断を求め、建物の価値がないと認められたものについては、解体・撤去して差し支えない。その場合には、現状を写真等で記録しておくことが望ましい。
- 建物内の動産の扱いについては、後記(4)による。

(2) 自動車について

- 外形上から判断して、その効用をなさない状態にあると認められるものは撤去し、仮置場等に移動させて差し支えない。その上で、所有者等が判明する場合には、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。それ以外の場合は、自動車リサイクル法に従って使用済自動車として処理を行う。
- 上記以外の自動車については、仮置場等に移動させた後、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。それ以外の場合の扱いについては、追って指針を示す。
- 上記いずれの場合においても、移動及び処理を行う前に写真等で記録しておくことが望ましい。
- 原動機付自転車についても、自動車に準じて処理する。
- 自動車内の動産の扱いは後記(4)による。

(3) 船舶

- 外形上から判断して、その効用をなさない状態にあると認められるものは撤去し、仮置場等に移動させて差し支えない。その上で、所有者等が判明する場合には、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。それ以外の場合は、廃棄する。
- 上記以外の船舶については、仮置場等に移動させた後、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。それ以外の場合の扱いについては、追って指針を示す。
- 移動が困難な船舶については、個別に所有者等と協議して対応する。
- 上記いずれの場合においても、移動及び処理を行う前に、写真等で記録しておくことが望ましい。
- 船舶内の動産の扱いは後記(4)による。

(4) 動産(自動車及び船舶を除く。)

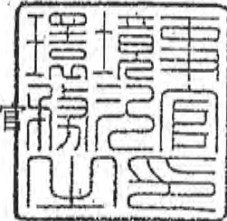
- 貴金属その他の有価物及び金庫等については、一時保管し、所有者等が判明する場合には所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。引き渡すべき所有者等が明らかでない場合には、遺失物法により処理する。
- 位牌、アルバム等、所有者等の個人にとって価値があると認められるものについては、作業の過程において発見され、容易に回収することができる場合は、一律に廃棄せず、別途保管し、所有者等に引き渡す機会を設けることが望ましい。
- 上記以外の物については、撤去し、廃棄して差し支えない。

環廃対発第110502001号

平成23年5月2日

各都道府県知事 殿

環境事務次官



災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、平成19年4月2日環廃対発第070402002号本職通知の別紙「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が次のとおり改正され、平成23年3月11日発生の東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業から適用することとされたので、貴管内市区町村等に対し周知徹底されたく通知する。

1. 9の次に10として別添を加える。

2. 別紙(4)の次に、別紙(5)～(11)を加える。

別添

(東日本大震災に係る特例)

10. 東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業に係る補助金の交付については、2. から7. の規定にかかわらず、以下に掲げる(1)から(8)の規定によるものとする。

(交付の対象)

(1) 補助金の交付の対象となる事業は、東日本大震災により被害を受けた市町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)が行う「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業実施要綱」(平成23年5月2日親慮対発第110502002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙)に定める根拠家庭等の解体事業を含む災害等廃棄物処理事業とする。

ただし、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)(以下「財政援助法」という。)第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体の市町村(以下「特定被災地方公共団体等」という。)(以下「被災者等」)の解体事業を含む災害等廃棄物処理事業に係る事務処理については、4. から7. の規定によるものとする。

(交付額の算定方法)

(2) 交付額の算定は以下の規定によるものとする。

① 追加通知様式「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業費国庫補助対象事業限度額表」に定める額の範囲内において、各年度の補助対象事業に係る実支出額と各年度の他事業費から当該事業のための寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額(以下「処理費総額」という。)を選定する。

② ア及びイから得られた額を交付額とする。
ただし、算定された事業ごとの交付額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 特定被災地方公共団体等における補助金の場合

(ア) 処理費総額が、平成23年度における当該市町村の標準税収入(公共土木施設整備復旧事業費国庫既負担法(昭和26年法律第97号)第2条第4項に規定する標準税収入をいう。以下「標準税収入」という。)の10/100に相当する額以下の場合、処理費総額に50/100を乗じて得た額

(イ) 処理費総額が標準税収入の10/100に相当する額を超える場合、aからcまでに掲げる方法で得た額の合算額

- a 処理費総額のうち標準税収入の10/100の部分の額に50/100を乗じて得た額
- b 処理費総額のうち標準税収入の10/100を超え、20/100以下の部分の額に80/100を乗じて得た額
- c 処理費総額のうち標準税収入の20/100を超える部分の額に90/100を乗じて得た額

(ウ) 特定被災地方公共団体等で構成する一部事務組合により災害廃棄物の処理が行われ

ている場合の補助額は、当該一部事務組合が実施した処理費総額を、当該一部事務組合の規約で処理費の分担について定めた割合(以下「分担割合」という。)(により当該一部事務組合を構成する特定被災地方公共団体等に配賦する方法により、上記(ア)又は(イ)と同様に算定した額の合算額

なお、特定被災地方公共団体等及びそれ以外の市町村で構成する一部事務組合により災害廃棄物の処理が行われている場合の補助額は、分担割合により当該一部事務組合を構成する特定被災地方公共団体等及びそれ以外の市町村に配賦する方法により、特定被災地方公共団体等の場合は上記(ア)又は(イ)と同様に算定した額と、それ以外の市町村の場合は1/2を乗じて得た額の合算額
イ 特定被災地方公共団体等以外の市町村の補助金の場合
処理費総額に1/2を乗じて得た額

(交付の条件)

(3) 補助金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

① 事業計画の変更

補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)(の計画について変更が生じた場合には、別紙(6)の別記(1)に準じて、変更する事業計画説明書を作成し、これを環境大臣に提出しなければならない。

② 工期の変更

事業が予定の期間内に終了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、別紙(9)により毎年度2月末日までに環境大臣に提出して、その指定を受けなければならない

③ 財産の処分

ア 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により環境大臣が別に定める期間を超過するまで、環境大臣の承認を受けなければならぬ。反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

イ 環境大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

ウ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

④ 補助金調査

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙(10)による調査を作成し、これを事業完了後5年間保管しておくなければならない。

(事務手続等)

(4) 補助金の交付申請、事業実施報告及び精算交付申請については、それぞれ、別紙(6)、別紙(7)及び別紙(8)に基づき作成し、これを環境大臣に提出するものとする。なお、

別紙(5)

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業費国庫補助交付方針

第1 目的

今般の東日本大震災(以下「大震災」という。)では、空前の大規模津波により膨大な災害廃棄物が生じている。本交付方針は、このような特別の事情に鑑み、市町村における災害等廃棄物処理事業の推進を支援し迅速なる復興を進めるため、「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」(平成19年4月2日環衛対発第070402002号環衛事務次官通知の別紙)(以下「交付要綱」という。)により補助するうえで、必要な事項を定めることにより、補助金の適正な執行と円滑な運用を図ることを目的とする。

第2 補助対象事業の範囲

1. ごみ処理事業

(1) 大震災により生じた災害廃棄物(自動車、船舶を含む。)の収集・運搬及び処分を行う処理事業(公営管理者が存在する地域において、災害廃棄物を市町村が実施主体となつて処理する事業を含む。)であつて、民間事業者及び市町村への委託を含むものとする。

(2) 大震災により、市町村が解体の必要があると判断した家屋・事業所等であつて、災害廃棄物として処理することが適当と認められるものについて市町村が行う解体、収集・運搬及び処分を含むものとする。

なお、上記解体処理事業については、特定被災地地方公共団体等並びに財政援助法第2条第3項に規定する特定被災区域(以下「特定被災区域」という。)の市町村及びこれに準ずる市町村として環境大臣が認めるものが行う事業に限るものとし、個人住宅、分譲マンション、賃貸マンション(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者並びに公益法人等を含む。以下「中小企業者」という。)が所有するものに限る。)及び事業所等(中小企業者が所有するものに限る。)を対象とする。

(3) 特定被災地地方公共団体等及び特定被災区域の市町村内に事業所を有する大企業であつて、次の要件のいずれかを満たす場合、大震災により生じたがれきの収集・運搬及び処分を市町村が実施する場合は対象とする。

- ① 大震災発生後2月間の売上額若しくは受注額が前年同期に比して100分の20以上減少したものであるもの
- ② 対象事業者と対象市町村内に事業所を有する事業者との取引依存度が100分の20以上のもの
- ③ 対象市町村内にある企業の事務所の従業員数の割合が2割以上のもの

2. し尿処理事業

大震災により、市町村が特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等より排出されたし尿の収集・運搬及び処分を行う事業。

第3 補助対象経費

補助対象となる経費は、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」(平成23年5月2日環衛対発第110502003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策

この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合には、別紙(6)に準じて変更の交付申請書を作成し、これを環境大臣に提出するものとする。また、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙(11)により環境大臣に提出するものとする。

(概算私)

(5) 環境大臣は、必要があると認めるときは補助金の全部又は一部について、概算私をすることができるとする。

(労働安全衛生面への配慮)

(6) 当該災害等廃棄物処理事業は、従事者の労働安全衛生に係る関係法令等を遵守した上で行わなければならないものとする。

(交付に関する細目)

(7) 補助金の交付に関する細目については、(1)、(2)、(4)及び(5)に掲げる事項のほか、別紙(5)に定める「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業費国庫補助交付方針」によるものとする。

(その他)

(8) その他の事項については、以下に掲げるとおりとする。

① 特別の事情により(2)、(4)及び(7)に定める算定方法及び手続等によることができないう場合は、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

② 地方財政措置に関しては、「平成23年度補正予算(第1号)に伴う対応等について」(平成23年4月26日付け総務省自治財政局財政課事務連絡)の災害対策債(第3の2(1)①イ)により対応されるものであること。

課長通知)により定めるものとする。

第4 補助対象から除外される事業

本文付方針は、「東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の取扱いについて」(平成23年5月2日環境対発第110502003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知)において、適用除外とされるものについては、適用しない。

第5 その他

1. 事業の実施に当たっては、原則として競争性のある契約方式により行うなど、公平性・透明性の確保に努めること。
2. 事業の実施については、国、県、市町村、関係団体等からなる地域協議会等を活用し、事業が滞りなく行えるよう調整を図ること。また、地域協議会等が存在しない場合は、関係省庁等との調整を十分に図ること。
3. 他の市町村への委託事業は、廃棄物の処分が可能な民間事業者の受入量を十分勘案し実施するものとする。また、他の市町村への委託費用が民間事業者の費用よりも高額とならないよう十分配慮するとともに、各市町村への委託費用の均衡を図り必要最小限度に留めること。
4. 災害廃棄物の処理にあたっては、「廃石綿やPCB廃棄物が混入した災害廃棄物について」(平成23年3月19日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課事務連絡)、「動植物性残さ等の産業廃棄物の保管等の取扱いについて」(平成23年3月24日付け同部産業廃棄物課事務連絡)、「津波被災地域における災害廃棄物中のトランス等の電気機器の取扱いについて」(平成23年3月28日付け同部産業廃棄物課事務連絡)、「津波被災地域における災害廃棄物中の感染性廃棄物の取扱いについて」(平成23年3月30日付け同部適正処理・不法投棄対策室)等に従い、その取扱いに留意すること。

(改正後全文)

環廃対発第 110502003 号

平成 23 年 5 月 2 日

(改正)

環廃対発第 110527004 号

平成 23 年 5 月 27 日

各都道府県災害廃棄物処理担当部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課長

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについては、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実施について」（平成 23 年 5 月 2 日環廃対発第 110502002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）によるほか、別紙「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」によることとしたので、貴管内市区町村等に周知されるようお願いする。

なお、東日本大震災に起因しない災害については、従前の取扱いによるものとするので申し添える。

別紙

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて

第1. 通則

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業については、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実施について」(平成 23 年 5 月 2 日稟議対発第 110502002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)によるほか、以下に定めるところにより取り扱うものとする。

第2. 対象となる経費

補助対象となる主要な経費の内容は次の各号に掲げるとおりである。

1. 労務費

作業従事者に対する賃金(雇い上げの作業員等に限る。)。なお、必要に応じて作業員の輸送費を含むものとする。

2. 解体工事費

ごみ処理事業に係るもので、「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」(平成 19 年 4 月 2 日稟議対発第 070402002 号環境省次官通知の別紙)に基づく解体工事(解体工事に係る運搬費も含む)に必要な経費で、以下に掲げるもの

- ① 地上部分及びそれぞれに相当する部分の解体工事費(地上部分の解体と一体的に工事が行われるものは対象とする。)
 - ② 門扉、樑、立木について、損壊が著しく解体が必要と市町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)が判断した場合の解体費
 - ③ 倒壊(倒壊し、陸地に傾いているようなもので、解体が必要と市町村が判断した場合の解体費を除く。)は、対象としない。
- 解体工事の対象となる家庭、事業所等は、市町村が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)第 22 条に規定する「特に必要となつた廃棄物の処理」として解体を行うことが必要と認める家庭、事業所等とする。

3. 仮設工事費

ごみ処理事業に要する仮置場、仮置積出基地及び収集・運搬、処分に必要な最小限の仮設道路の整備等に係る経費

4. 運搬費

ごみ処理事業にあつては、ごみの発生場所から仮置場までの収集・運搬、仮置場から処理施設までの運搬及び仮置場における選別に要する費用(海上輸送費も含む)

5. 処理・処分費

し尿処理事業にあつては、くみ取りし尿の収集・運搬に要する費用

破碎、焼却、埋立、再生に必要な経費(所有者を特定できない家電リサイクル法対象製品を、市町村がリサイクル業者に引き渡す際に支払うリサイクル料金(パソコン・ルコンピュータの場合は、リサイクルマーク非表示のものに限る。)を含む。)

6. 借上料

ごみ処理事業にあつては、ごみ収集車、ごみ運搬車、ごみ運搬船、仮置場における重機及び仮置場の用地等の借上料

し尿処理事業にあつてはパキユーム車、し尿運搬船等の借り上げ料

7. 自動車購入費

ごみ処理事業に係る自動車の購入費については、1日当たりの借上相当額に日数を乗じて得た額

8. 機械器具修繕費

ごみ処理事業に係る重機等の修繕費

9. 燃料費

ごみ処理事業、し尿処理事業に係る自動車、船舶、重機等の燃料費

10. 薬品費

ごみ及びし尿の処理・処分に必要な薬品費

11. 委託料

ごみ処理事業、し尿処理事業について、災害により生じた廃棄物の処理を市町村が処理事業者、他市町村等に委託した場合の経費

なお、ごみの収集・運搬にかかる委託業務にあつては、共通施設費、現場管理費、一般管理費等、消費税相当額を含むものとする。

また、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき市町村が県に委託する災害廃棄物処理事務に要する経費を含むものとする。

12. 諸経費

解体工事に要する額の 15% の範囲内とする。

13. 事務費

ごみ処理事業を施行するために必要な事務に要する旅費及び庁費(賃金、需用費(消耗品費、食糧費、燃料費、印刷製本費、光熱水料、修繕費)、通信運搬費、委託料、備品費、賃借料、使用料等)

14. 車賃・歩掛

別紙「廃棄物処理費の算定基準」及び「倒壊家庭等の解体工事費の算出基準」によることとし、これ以外の経費については、「国土交通省土木工事積算基準」や「建設物価」等を使用して得た車賃・歩掛によることとする。

第3. 対象から除外される経費及び事業

- 1. 1市町村の事業に要する経費が、指定市及び組合構成に指定市を含む一部事務組合

廃棄物処理費の算定基準

1. 適用範囲

廃棄物処理に係る主要な経費（収集費、現場から仮置き場まで及び仮置き場からの積出しの運搬費、中間処理費、最終処分費）の算出に当たっては、本基準によることとする。

2. 算出基準

廃棄物処理に係る主要な経費の算出は次頁の表により行う。

3. 廃棄物処理費

廃棄物処理に係る主要な経費の額は、2で求めた額と実勢価格と比較して、いずれか低い額を用いる。

にあつては80万円未満、市町村（指定市を除く。）及び組合構成に指定市を含まない一部事務組合にあつては40万円未満のもの

2. 通常時に排出されると見込まれる生活系のごみ処理事業に要する経費

3. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づいて、災害その他伝染病流行のおそれがある場合において行われるそ族、昆虫等の駆除のための薬剤散布

4. ごみ又はし尿の処理を自らが設置する施設において実施した場合は、当該処理に要した費用。ただし、市町村が設置する施設又は市町村からの委託による処理を実施する施設についてはこの限りではない。

5. 国土交通省所管の都市災害復旧事業として行われる地積土砂排除事業

6. 自衛隊等が無償で実施した地域における解体、収集・運搬事業

7. 損壊家屋等の処理事業のうち、次の各号に該当するもの

① 港湾、鉄道、道路等の公共事業等に係る施設等の解体事業

② 官庁建物等災害復旧、公立・私立学校施設災害復旧費等災害復旧事業が個々の制度として設けられているもので、当該制度の適用になるもの

③ 災害によるものであるかどうか写真や周囲の状況から見て、判別できないものの解体事業

④ 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に該当しない企業（大企業）等が所有する賃貸マンション及び事業所等の解体事業

第4. し尿処理事業の簡査

通常災害における災害等廃棄物処理事業の場合、し尿くみ取り量は「厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について」（平成19年7月26日財計事務連絡第168号）により維持分として便槽容量の1/2を調査の対象から除外しているが、今般の大震災に伴う津波被害を受けた区域に係るし尿くみ取りについては、維持分を見極める要素がないため、全量を調査の対象とする。

第5. その他

その他、本取扱いに定める以外のものについては、「東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の取扱いに関するQ&A」各稿を参考のこと。

表 廃棄物処理費

項目	算出式	備 考
収集費 (廃棄費の一部) 運搬費 (集積から仮置を境) (仮置き場からの積出し)	<p>収集費=収集に係る費用で、県又は市町村の単価・歩留により必要最小限の積み上げ額(労務費については、公共工事設計労務単価(国土交通省、農林水産省)も参照)。</p> <p>以下に運搬費単価をもとにダンブトラックの種類や廃棄物の量に応じて運搬費を積み上げる。</p> <p>運搬費(円/m³) = A/Q</p> <p>A: ダンプ1時間当たりの稼働(円/時) Q: 1時間当たりの運搬土量(m³/時)</p> <p>Q = (60 × q × E) / Cm</p> <p>q: 1時間当たりの運搬量(m³/時) E: 稼働(0.9) Cm: 積込み、運搬、積下しに要する時間(分) = βL + α = (60/V) × L + α β: 運搬1km当たりの所要時間(分/km) = (60/V)</p> <p>V: 運搬速度(km/時) L: 運搬距離(往復: km) α: 積込等による待ち時間(分)</p> <p>(参考) ○1台当たりの積載量(q) 2tダンブトラック = 3.1 m³(木質系)、1.6 m³(ガラス系) 4t " = 4.6 m³(木質系)、2.5 m³(ガラス系) 10t " = 10.0 m³(木質系)、5.6 m³(ガラス系)</p>	<p>○収集・運搬に必要なコスト(クボウ、クレーン、ダンブトラック等の建設機)の原価は、建設物価(財団法人建設者共済会)等の公表資料と参照(原価がない場合は3者以上の見積もりを基本)</p>
中間処理費 (処理・処分費の一部)	<p>中間処理費 = F × G</p> <p>F: 廃棄物重量(t) G: 1t当たりの処理費(円/t) (県又は市町村の単価による)</p>	<p>○コンクリート塊、可燃物等の中間処理の単価は、建設物価、廃棄資料等の公表資料も参照(単価がない場合は3者以上の見積もりを基本)</p>
最終処分費 (処理・処分費の一部)	<p>最終処分費 = H × I</p> <p>H: 廃棄物体積(m³) I: 1 m³当たりの処理費(円/m³) (県又は市町村の単価による)</p>	<p>○安定処分場及び管理型処分場における最終処分単価は、建設物価、廃棄資料等の公表資料も参照(単価がない場合は3者以上の見積もりを基本)</p>

共通収設備、現場管理費、一般管理費等(委託料の一部)	<p>ごみの収集・運搬にかかる委託業務に必要な共通設備費、現場管理費、一般管理費等であって、「国土交通省土木工事積算基準」に定める基準により算定された額の範囲内とする。具体的な額の算定は、原則として、「国土交通省土木工事積算基準」に定める工種区分の「道路維持工事」により行うものとする。ただし、個々の業務内容から判断して、他の工種区分によるものが妥当と認められる場合は「農林水産省土地改良工事積算基準」に定める工種区分によるものが妥当と認められる場合は、それぞれの工種区分により算定を行うことができるものとする。</p>	○「国土交通省土木工事積算基準」、「農林水産省土地改良工事積算基準」を参照												
事務費	<p>ごみ処理事業を施行するために必要な各種の事務(現地調査、分析試験、測量、計画策定、設計、施工管理等)に要する費用であって、ごみ処理事業の事業費の額に応じ、下の率により算定された額の範囲内とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ごみ処理事業の事業費</th> <th>事務費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3億円以下の額</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>3億円を超え5億円以下の額</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>5億円を超え10億円以下の額</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え30億円以下の額</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>30億円を超える額</td> <td>1.5%</td> </tr> </tbody> </table>	ごみ処理事業の事業費	事務費率	3億円以下の額	4.5%	3億円を超え5億円以下の額	3.5%	5億円を超え10億円以下の額	2.5%	10億円を超え30億円以下の額	2.0%	30億円を超える額	1.5%	
ごみ処理事業の事業費	事務費率													
3億円以下の額	4.5%													
3億円を超え5億円以下の額	3.5%													
5億円を超え10億円以下の額	2.5%													
10億円を超え30億円以下の額	2.0%													
30億円を超える額	1.5%													
消費税相当額	消費税相当額=5%													

(参考) 過去の実績例

阪神淡路大震災	災害廃棄物発生量 事業費 処理単価	約1,450万トン 約3,246億円 約2.2万円/トン
新潟県中越地震	災害廃棄物発生量 事業費 処理単価	約60万トン 約19.5億円 約3.3万円/トン
岩手・宮城内陸地震	災害廃棄物発生量 事業費 処理単価	約0.44万トン 約6,841万円 約1.5万円/トン

※処理単価は費用等をがれき発生量等で単純平均したもの

倒壊家屋等の解体工事費の算定基準

1. 適用範囲

倒壊した木造家屋、鉄筋コンクリート製建物(RC)の解体工事費及び解体工事に伴う仮置き場までの運搬費の算出に当たっては、本基準によることとする。

2. 算出基準

解体費の算出は表1(木造家屋)及び表2(RC)により行い、解体工事に伴う運搬費の算出は表3により行う。

3. 算出額

解体工事費(解体工事に伴う運搬費を含む)の1㎡あたりの額は、2で求めた額と実勢価格と比較して、いづれか低い額を用いる。

表1 解体費(木造)

項目	算出式	適用
解体工事費	$\begin{aligned} & \text{解体工事費} \\ &= (A \times \text{手}(\alpha) + B \times \text{機械}(\beta)) \div 1.051 \\ & \quad \times \text{延べ床面積}(\text{㎡}) \end{aligned}$ <p> A: 手解体費 (円/㎡) B: 機械解体費 (円/㎡) α: 手解体の割合 β: 機械解体の割合 α + β = 1 </p>	○手解体費及び機械解体費は、建設物価等による。 ○αとβの割合が不明の場合はα ≤ 1/3の割合を標準とする。
仮設工事費 (解体工事に係る)	仮設工事費=交通整理員等、必要最小限の積み上げ額	
諸経費	諸経費率15%以内	
消費税相当額	諸経費=(解体工事費+仮設工事費) × 0.15以内 消費税相当額=5%	
解体費合計=解体工事費+仮設工事費+諸経費+消費税相当額		

注) 各市町村の実績により、半額、全額で解体費用に区別をしている場合は、その値を適用する。

表2 解体費(RC)

項目	算出式	適用
解体工事費	$\begin{aligned} & \text{解体工事費} \\ &= ((A \times \alpha) + (B \times \beta)) \times C \div 1.051 \times \text{延べ床面積}(\text{㎡}) \end{aligned}$ <p> A: 大型プレーカー使用費 (円/㎡) B: ハンドプレーカー使用費 (円/㎡) α: 大型プレーカーの割合 β: ハンドプレーカーの割合 α + β = 1 C: 単位面積当たりのガラ発生量 (㎡/㎡) </p>	○大型プレーカー又はハンドプレーカーによる解体費は、建設物価等による。 ○αとβの割合が不明の場合はα ≥ 4/5の割合を標準とする。 ○Cが不明の場合は、C=0.832 (㎡/㎡)を標準とする。
仮設工事費 (解体工事に係る)	仮設工事費=交通整理員、防塵シート、足場掛け等、必要最小限の積み上げ額	
諸経費	諸経費率15%以内	
消費税相当額	諸経費=(解体工事費+仮設工事費) × 0.15以内 消費税相当額=5%	
解体費合計=解体工事費+仮設工事費+諸経費+消費税相当額		

注) 各市町村の実績により、半額、全額で解体費用に区別をしている場合は、その値を適用する。

表3 解体工事に伴う運搬費 (木造及びRC) (単位：円)

項目	算出式	適用
解体工事費	<p>運搬費 (円) = (A/Q) × C × 延べ床面積 (㎡)</p> <p>A : ダンプ1時間当たりの経費 (円/時)</p> <p>Q : 1時間当たりの運搬土量 (㎡/時)</p> <p>C : 単位面積当たりのがれき発生量 (㎡/㎡)</p> <p>$Q = (60 \times q \times f \times E) / C_m$</p> <p>Q : 1時間当たりの運搬土量 (㎡/時)</p> <p>q × f : 1台当たりの積載土量</p> <p>E : 係数 (0.9)</p> <p>C_m : 積込み、運搬、積下しに要する時間 (分)</p> <p>$= \beta L + \alpha$</p> <p>$= (60/V) \times L + \alpha$</p> <p>β : 運搬1km当たりの所要時間 (分)</p> <p>$= (60/V)$</p> <p>V : 運搬速度 (km/時)</p> <p>L : 運搬距離 (往復 : km)</p> <p>α : 積込等による待ち時間 (分)</p> <p>注) 路地等でダンプの進入が出来ず、手押し運搬等を行う場合は、別に積算する。</p> <p>(参考)</p> <p>○ダンプ経費</p> <p>2tダンプトラック1時間当たりの経費=4,175 (円/時)</p> <p>4t " " " " =4,775 (円/時)</p> <p>10t " " " " =6,950 (円/時)</p> <p>○がれき発生量</p> <p>木造=木質系 0.47 (㎡/㎡)</p> <p>" =ガラ系 0.34 (㎡/㎡)</p> <p>RC=ガラ系 0.832 (㎡/㎡)</p> <p>○1台当たりの積載土量 (q × f)</p> <p>2tダンプトラック = 3.1 ㎡ (木質系), 1.6 ㎡ (ガラ系)</p> <p>4t " " = 4.6 ㎡ (木質系), 2.5 ㎡ (ガラ系)</p> <p>10t " " = 10.0 ㎡ (木質系), 6.6 ㎡ (ガラ系)</p> <p>○V ≥ 6km/時 (交通渋滞の解消を図り、できる限りV ≥ 10とする)</p> <p>○α ≤ 16分</p>	<p>○算出式に用いる係数を各市町村で設定していない場合は、参考欄に示す値を標準とする。</p>
諸経費	<p>諸経費率15%以内</p> <p>諸経費=運搬費×0.15以内</p>	
消費税相当額	<p>消費税相当額=5%</p>	
解体工事に伴う運搬費+諸経費+消費税相当額		

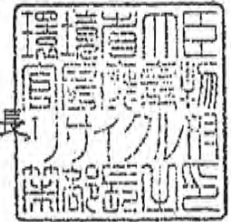


環廃対発第110502002号

平成23年5月2日

各都道府県知事 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長



東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実施について

災害のため実施した廃棄物の処理事業については、「災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について」（平成19年4月2日環廃対発第070402002号環境事務次官通知）により行われ、その取扱いについては、「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の取扱いについて」（平成19年9月6日環廃対発第070906004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）により行われているところであるが、今般、東日本大震災に係る標記事業の実施にあたり、別紙のとおり「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業実施要領」を定めたので、貴管内市区町村等に対し周知徹底されたく通知する。

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業実施要領

第1 目的

東日本大震災による被害は甚大であり、市町村機能が麻痺し、社会的経済的影響は極めて大きなものとなっている。この要領は、このような特別な事情に鑑み、市町村における災害等廃棄物処理事業の推進を支援し迅速な復興を進めるため、「災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について」(平成19年4月2日環廃対発第070402003号環境事務次官通知の別紙) (以下「交付要綱」という。)により補助するうえで、必要な事項を定めることにより、補助金の適正な執行と円滑な運用を図ることを目的とする。

第2 事業の実施主体及び事業内容

事業の実施主体は、損壊家屋等の解体事業を含む災害等廃棄物処理事業を行う市町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)であり、その事業の内容は、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」(平成23年5月2日環廃対発第110502003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知)によるものとする。

第3 事業計画の策定

事業を行うにあたっては事業計画を策定し、その計画に基づいて事業を実施しなければならない。なお、事業計画は原則として、全体事業計画を策定した上で各年度毎に振り分けることとする。

第4 事業費の範囲

補助対象となる事業費は、以下の経費とする。

1. ごみ処理事業のため直接必要な労務費、解体工事費、仮設工事費、運搬費、処理・処分費、借上料、自動車購入費、機械器具修繕費、燃料費、薬品費の合計額及びごみ処理事業者等への委託料、諸経費並びに事務費
2. し尿処理事業のため直接必要な労務費、運搬費、借上料、燃料費、薬品費の合計額及びし尿処理事業者等への委託料

第5 補助対象経費

補助対象経費は、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」(平成23年5月2日環廃対発第110502003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知)によるものとする。

第6 適用除外

適用除外については、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」(平成23年5月2日環廃対発第110502003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課長通知)によるものとする。

第7 被害額の現地調査方法

被害額の現地調査方法については、「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の取扱いについて」(平成19年9月6日環廃対発第070906004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)により市町村が提出する災害等廃棄物処理事業の報告その他に基づき財務省係官立会の上、原則として現地調査を行うものとする。

ただし、補助金の概算払をする場合においては、次のとおり被害額の現地調査を行うこととする。

1. 実績部分については、収集・運搬、処分量及び解体件数について、日々の実績と計画の対比、単価設定の根拠、契約書、見積書、伝票等の関係書類を確認して行う。
2. 見込み部分については、これらの実績等に基づき予定地区における収集・運搬、処分量及び解体件数の達成見込み等について、実績及び諸般の状況から推計して行う。

第8 留意事項

事業の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

1. 危険性、公共性等を配慮の上、計画的に実施すること。
2. 所有者等の存在を確認できた損壊家屋等の解体・処理は、それら所有者等の承諾を得た上で市町村が必要と認められたものに限るものであること。
3. 大企業及び中小企業、個人の混在するマンション等の解体で、大企業から負担金を徴収した場合にはその負担金は交付要綱でいう「寄付金その他の収入額」として扱うこと。
4. 災害廃棄物の処理にあたっては、極力分別に努め受入先との調整を図ること。
5. 災害廃棄物は、関係法令に基づいて適正に処理すること。

東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）

平成23年5月16日
環境省

1. はじめに

- ・東日本大震災に係る災害廃棄物について、国ではこれまで、「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」、「損壊家屋等の処理の進め方指針（骨子案）」の他、各種通知等を発出するとともに、岩手県、宮城県、福島県に対し、県、市町村、国、関係業界等が参加する災害廃棄物の処理に関する協議会の設置を促してきたところ。
- ・こうした中で、災害廃棄物の仮置場への搬入が進みつつあり、これから収集された廃棄物の焼却、再生利用、最終処分等の本格化に向けた取組が求められている。そこで本指針は、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進めるため、主に仮置場に搬入された後の処理に焦点を当て、処理推進体制、財政措置、処理方法、スケジュール等についてとりまとめたものである。
- ・今後、本処理指針を基本としつつ、地域の実情を踏まえ被災各県が具体的処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理の推進を図っていくことが期待される。

2. 処理推進体制

- ・国、県、市町村は原則として下記の役割を担い、連携しながら災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を図る。

国：市町村又は地方自治法に基づき事務委託を受けた県（以下「県・市町村」という。）による災害廃棄物の処理が適正かつ効率的に行われるよう、処理指針（マスタープラン）の作成の他、財政措置、専門家の派遣、広域かつ効率的な処理に向け、県外の自治体や民間事業者の処理施設に係る情報提供等の支援を実施。

県：仮置場の設置や災害廃棄物の処理について、災害廃棄物の処理に関する協議会等を通じ、市町村等との総合調整を行い、具体的処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成。実行計画の作成に当たっては、処理方法等に関して広くアイデア・ワークショップを募る。地方自治法に基づき、被災した市町村から事務委託を受けた場合は、市町村に代わり県が処理を実施。

市町村：県が作成した災害廃棄物処理の実行計画を踏まえ、災害廃棄物の処理を実施。

3. 処理に関する財政措置

(1) 財政措置

東日本大震災の甚大かつ広範囲に及ぶ被害に鑑み、国は、県・市町村が実施する災害廃棄物の処理について、特例として災害救助法の負担率を動員した国庫補助率の嵩上げを実施。また地方負担分については、災害廃棄物処理事業費が多額に及ぶ市町村について、その全額を災害対策債により対処し、その元利償還金の100%を交付税措置。

(2) 効率的執行の確保

県・市町村は、災害廃棄物の処理のための予算執行に当たって、下記の点を踏まえその効率性を確保する。

- ・処理の実行計画の策定や進捗管理等に、廃棄物の処理方法や処理技術等に関する専門家が関与することにより、効率的な処理の実施を確保。
 - ・可能な限り地元雇用を考慮した処理とすることを基本としつつ、スピード及び効率性の観点を踏まえて発注。（競争性を確保した契約方式の採用）
 - ・市販の物価に関する資料等を踏まえ、震災前の相場等を参考にした適正な予定価格の設定。
 - ・効率性の確保のためにも、近隣自治体と共同処理体制を構築することにより、広域処理を推進。
- また、国は県外の自治体や民間事業者の処理施設に係る受入れと被災自治体の需要をマッチングさせることにより、広域処理の推進を支援する。

4. 処理方法

(1) 処理の考え方

- ・発生現場において危険物、資源物を分けて集めるなど可能な限り粗分別を行った後に仮置場等へ搬入し、混合状態の廃棄物の量を少なくする。また、仮置場等において混合状態の廃棄物を、重機や破碎・選別設備等で可燃物、不燃物、資源物、危険物等に分別し、それぞれの特性に応じた適切な処理を行うことにより、総処理コストの低減、最終処分量の削減等に資することが重要。
- ・別添1に示すような処理を基本とし、再生利用が可能なものは、極力再生利用する。
- ・再生利用を促進するため、再生利用が可能な廃棄物の種類や発生量を把握することが必要。

- ・コンクリートについては、復興の資材等として被災地で活用。木くずについては、広域での活用も検討。これらの廃棄物については、再生利用の需要量（受け入れ可能量）等を踏まえた、時間をかけた処理の検討も必要。
 - ・リサイクルルートが確立している自動車やテレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機等については、分別ができ、技術的に可能な限りリサイクルを実施。
 - ・仮置場や運搬車両の選定、収集運搬に関する計画の策定等において、交通渋滞が発生しないよう配慮。
- (2) 広域処理の必要性
- ・東日本震災は膨大な量の災害廃棄物が発生しているが、被災地では処理能力が不足していることから、被災地以外の施設を活用した広域処理も必要。
 - ・広域処理は費用効率的となる場合があり、処理の選択肢を多くする観点から、促進を図ることが必要。
 - ・国は、県外の自治体や民間事業者の処理施設に係る情報提供等を実施。
 - ・県・市町村は、これを踏まえ広域処理を推進。
 - ・焼却炉等の整備に当たっては、近隣自治体との共同処理体制の構築を検討。
- (3) 種類別処理方法
- ①可燃物
- ・仮置場での火災防止や衛生管理を徹底する。
 - ・破砕後、できるだけセメント焼成や廃棄物発電等の有効利用を行う。
- ②木くず
- ・木くずについては、木質ボードやボイラー燃料、発電等への利用が期待される。
 - ・一方、受入側との間で、受入が可能である木くずの形状や塩分など不純物等に関する条件について事前に調整を行うことが必要。(利用用途を決めないまま木くずを全てチップにすると、引取り業者の確保が困難となる)
 - ・降雨により塩分を除去しつつ、需要に応じて利用していくことも一案。その際、腐敗や火災防止の観点から、木くずを木材チップに加工しない状態としておくことが必要。
 - ・県外の受け入れ先に船舶や鉄道等で運び、受け入れ先において保管しつつ、塩分除去、不純物除去を行うことも一案。
 - ・目視等によりCCA（クロム・銅・砒素系）処理木材と判断されるものは、廃棄物処理施設にて焼却処理を行う。

- ③不燃物
- ・可燃物や金属くずと一体となったものは、トロンメル（円筒形の回転式ふるい）や振動ふるい、浮沈分離、磁選等により、可燃物や金属くずを取り除いた上で、埋立を行う。
- ④金属くず
- ・再生利用を基本とし、再生利用を容易にするため、受け入れ先で想定する利用用途に応じ可能な範囲で、鉄と鉄以外のもの（銅など）を区別する。
- ⑤コンクリートくず
- ・コンクリートくずについては、最終処分量の削減のためにも、復興資材等として被災地で活用することが有効。
 - ・再生利用の用途を考慮し、アスファルト、コンクリート、石材等に分別することが適当。
 - ・受入側との間で、受入が可能であるコンクリートくずの形状や付着物等に関する条件について事前に調整を行い、必要な破砕や粒度調整等を行うことが必要。(利用形態を決めないまま破砕や粒度調整等を行うと、引取り業者の確保が困難となる)
 - ・資材としての利用を進めるため、環境部局と土木部局間の連携や民間の知見の活用が必要。
- ⑥家電、自動車
- ・家電リサイクル法対象品目（テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫）については、可能な範囲で分別し、破損や腐食の程度を勘案し、リサイクルが可能（有用な資源の回収が見込める）なものは、家電リサイクル法に基づきリサイクルを行う。
 - ・自動車については、自動車リサイクル法に基づき引取業者に引き渡し、リサイクルを行う。
- ⑦船舶
- ・燃料やバッテリー等を取り除いた上で破砕し、破砕後の金属くずは再生利用する。廃プラスチックや木くずは焼却し、できるだけ廃棄物発電等の有効利用を行う。
 - ・石綿が使用されている部品等については、石綿含有廃棄物等としての処理を行う。
- ⑧危険物、PCB廃棄物、石綿含有廃棄物等
- ・他の廃棄物と区別し、危険物又は特別管理廃棄物としての取扱を行い、各々の性状に応じた処分を行う。
- ⑨津波堆積物
- ・性状に応じて以下の処理を検討する。

・重金属等有害物質を含むもの、腐敗性のある可燃物、油分を含むもの

セメント原料としての利用、焼却又は最終処分場への埋立

・上記以外（水底土砂と同程度の性状のもの）

・トロンメル（円筒形の回転式ふるい）、振動ふるい等で異物を除去した後、地盤沈下した場所の埋め戻し材としての利用、土木資材化又は海洋投入[※]

※当該津波堆積物が海洋投入処分が認められている水底土砂と同様に、陸上処分ができず、かつ、一定の判断基準を満たし、海洋環境への著しい影響を及ぼさない場合については、海洋汚染防止法に基づき、環境大臣の許可を得て海洋投入を実施できる。

⑩火災が発生した場所にある廃棄物

・火災が発生した場所において、灰と金属くずやコンクリートくずを分けて集めることが適当。

・灰や灰と混合した状態の津波堆積物等については、ダイオキシン類の濃度を踏まえ、溶融処理や最終処分場への埋立等を行う。

5. スケジュール

地域特性や処理の効率性を踏まえ、災害廃棄物の種類毎に、原則として以下の期間内を目途に、別添2に基づき処理を進める。仮置場のスペースによる搬入量の制約や交通渋滞の発生のおそれ等がある場合は、地域の実情に応じ、各自治体で適切に定めること。

(1) 仮置場への移動

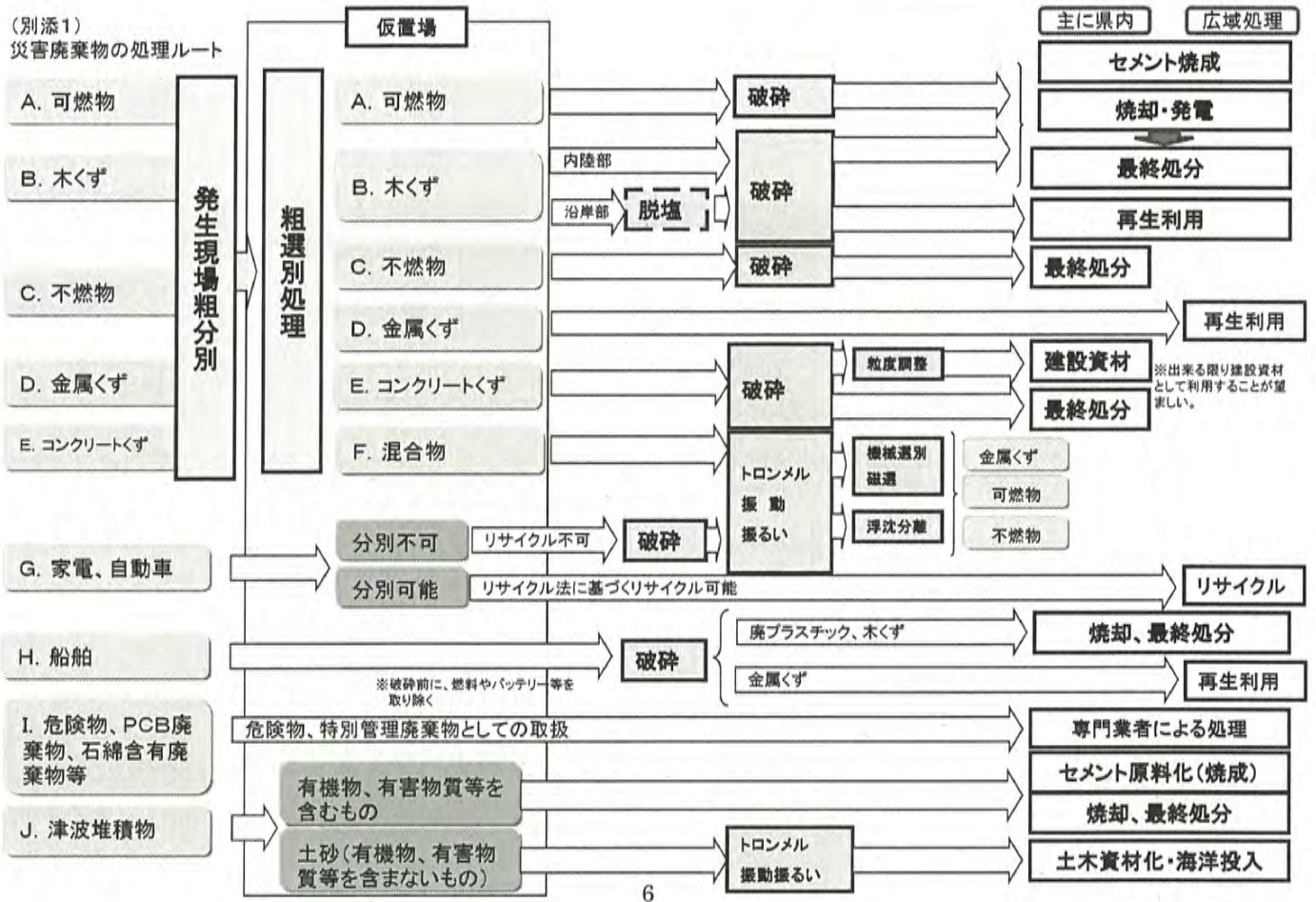
生活環境に支障が生じうる災害廃棄物（例えば、現在住民が生活を営んでいる場所の近傍にある災害廃棄物）：平成23年8月末までを目途に仮置場へ概ね移動

その他：平成24年3月末までを目途

(2) 中間処理・最終処分

腐敗性等がある廃棄物：速やかに処分
木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているもの：劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定
その他：平成26年3月末までを目途

(別添1)
災害廃棄物の処理ルート



6

(別添2)

災害廃棄物の処理に向けたスケジュール

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1. 避難施設・居住地の近傍の廃棄物（生活環境に支障が生じる廃棄物）等の処理	仮置場の確保 収集	中間処理	最終処分	木くず、コンクリートくずの再生利用						
2. 上記以外の廃棄物の処理	仮置場の確保	収集	中間処理	最終処分	木くず、コンクリートくずの再生利用					
3. 地域の実情に応じた処理体制の整備	廃棄物量調査	処理実行計画策定	進捗管理	協議会の設置・運営						
4. 処理の推進に向けた支援		マスタープラン策定								

劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定

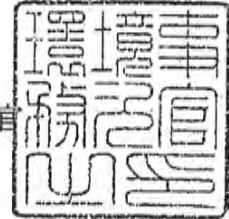
国、研究所等による支援
(財政的支援、損壊家屋等の撤去等に関する指針、損壊家屋等の処理の進め方指針(骨子案)、各種事務連絡等)

環廃対発第 110520001 号

平成 23 年 5 月 20 日

各都道府県知事 殿

環境事務次官



東日本大震災に係る廃棄物処理施設災害復旧費の
国庫補助について

廃棄物処理施設災害復旧費国庫補助金の交付については、昭和 50 年 2 月 18 日厚生省環第 110 号厚生事務次官通知の別紙「廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、東日本大震災（以下「大震災」という。）に係る交付要綱については別添のとおり新設され、大震災が発生した平成 23 年 3 月 11 日から適用することとしたので、この旨貴管内市町村等に対し周知徹底されたい。

なお、大震災に起因しない災害については、従前の交付要綱によるものとするので申し添える。

別添

東日本大震災に係る廃棄物処理施設災害復旧費補助金
交付要綱

(通 則)

1. 東日本大震災に係る廃棄物処理施設災害復旧費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定によるほか、この交付要綱に定めるところによる。

(適用関係)

2. 平成23年3月11日以降実施される東日本大震災による被害を受けた産業廃棄物処理施設の災害復旧費については、「廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱」（平成19年9月6日環経対発第070906003号環境事務次官通知の別紙）によらず、この交付要綱の定めるところとする。

(交付の対象)

3. この補助金の交付の対象となる事業は、東日本大震災により被害を受けた一般廃棄物処理施設、浄化槽（市町村整備推進事業）及び産業廃棄物処理施設に係る災害復旧事業とする。

(交付額の算定方法)

4. この補助金の補助額は、別に定める「東日本大震災に係る廃棄物処理施設災害復旧費国庫補助対象事業限度額表」に定める額の範囲内において、補助対象事業に係る実支出額と核事業費から当該事業のための寄付金その他の取入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に、以下に掲げる施設の種別及び区分①、②及び③に補助率を乗じて得た額とする。

ただし、下記の区分①、②及び③に該当する場合は概算交付にあたっては、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）（以下「財政援助法」という。）第3条第9項の規定を踏まえ算定すること。

なお、算定された事業ごとの交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

施設の種別	区分	補助率
一般廃棄物処理施設及び浄化槽（市町村整備推進事業）	① 財政援助法第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体の場合	財政援助法第3条第2項による率 80/100 から 90/100
	② ①の特定被災地方公共団体のみが加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284号第1項に規定する一部事務組合若しくは広域連合（以下「一部事務組合等」という。）の場合	当該一部事務組合等の規約で災害復旧事業費の分担について定めた割合（以下「分担割合」という。）を、加入する当該特定被災地方公共団体に對する「①」の補助率に乗じたものの和
	③ ①の特定被災地方公共団体が一部加入する一部事務組合等の場合	分担割合を、加入する当該市町村に對する「①」及び「④」の補助率に乗じたものの和
	④ ①、②及び③以外の場合	1/2
産業廃棄物処理施設		

※ ①、②及び③の補助率は、小数点以下三位まで算出するものとし、四位以下は、四捨五入するものとする。

(申請手続)

5. この補助金の交付の申請は、別紙（2）に基づき作成し、別途指示する期日までに環境大臣に提出するものとする。なお、この補助金の交付の決定後、事情の変更により申請の内容を変更する場合には、別紙（2）に準じて変更の交付申請書を作成し、これを環境大臣に提出するものとする。

(交付決定までの標準的期間)

6. 環境大臣は、交付申請書が到着した日から原則として7週間以内に交付の決定を行うものとする。

(事業計画の変更)

7. この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）の計画について変更が生じた場合には、別紙（2）の別記（1）に準じて、変更する事業計画説明書を作成し、これを環境大臣に提出しなければならない。

(概算交付)

8. 環境大臣は「4.」の表の区分①から③に該当する施設に係る補助金につ

いて、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算交付することができる。

(実績報告)

9. この補助金の事業実績報告は、別紙(3)に基づき作成し、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに環境大臣に提出するものとする。また、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙(6)により環境大臣に提出するものとする。

(精算交付申請手続)

10. この補助金について精算交付申請を行う場合は、別紙(4)に基づき作成し、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は毎年度3月25日のいずれか早い日までに環境大臣に提出するものとする。

(事業期間の変更)

11. 事業が予定の期間内に終了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、別紙(5)により毎年度2月末日までに環境大臣に提出して、その指定制を受けなければならない。

(交付に関する細目)

12. この補助金の交付に関する細目については、3.から10.に掲げる事項のほか、別紙(1)東日本大震災に係る廃棄物処理施設災害復旧費用国庫補助方針、平成17年4月11日環境省令第050411001号環境事務次官通知別紙循環型社会形成推進交付金交付要綱、昭和53年5月31日厚生省令第382号厚生事務次官通知別紙廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱を準用する。

(その他)

13. 特別の事情により4.から12.に定める算定方法及び手続等によることのできない場合は、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

廃 対 号 外
平成 2 3 年 5 月 2 3 日

各市町村災害廃棄物処理担当課長 殿

宮城県環境生活部廃棄物対策課長
(公 印 省 略)

倒壊家屋等の解体工事に係る施工単価について（通知）

このことについて、下記のとおりとしますので御承知願います。

なお、この単価は災害査定や業務発注に使用するものであり、解体工事の精算にあたっては、出来高の確認や実績価格の調査等を行い実情に即した工事費で精算願います。

記

- 1 木造家屋解体費 7, 5 0 0 円 / m² (諸経費含む, 税抜き)
- 2 R C 製建物解体費 1 0, 7 0 0 円 / m² (諸経費含む, 税抜き)

※上記単価は、仮設、解体、積込みまでの単価であり、基礎の解体、撤去、積込み及び廃棄物の処分費は含みません。

担 当 : 廃棄物対策課 施設班 角田
TEL 022-211-2657
FAX 022-211-2390
E-mail haitait@pref.miyagi.jp

平成 23 年 8 月 18 日

各都道府県知事 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法の
施行について（通知）

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成 23 年法律第 99 号）については、平成 23 年 8 月 9 日に衆議院東日本大震災復興特別委員長から第 177 回国会に提出され、8 月 12 日に成立し、本日公布・施行されたところである。

その趣旨及び主な内容等は下記のとおりであるので、これらの事項に留意されるとともに、速やかに貴管内市町村に周知願いたい。

記

第一 制定の趣旨

東日本大震災では地震や津波によって膨大な量の災害廃棄物が発生し、被災地の住民生活や経済活動の一刻も早い復興に向けて、これらの災害廃棄物の迅速かつ適切な処理が喫緊の課題となっている。

この点に関しては、被災した地方公共団体から、国がより積極的な役割を果たせるよう、市町村域や県域を超えた広域での処理を推進すべきとの意見や、国が直轄で災害廃棄物を処理すべき等の要望も出されている。

こうしたことから、災害廃棄物の処理に関し、国の責務を明確にするととも

に、被害を受けた市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、その処理に関する専門的知識及び技術の必要性並びにその広域的な処理の重要性に鑑み、国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理し、あわせて、必要な措置を講じていくことが求められている。

このような状況の下、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理を図るために本法律が制定されたものである。

第二 国の責務

国は、災害廃棄物の処理が迅速かつ適切に行われるよう、主体的に、市町村及び都道府県に対し必要な支援を行うとともに、災害廃棄物の処理に関する基本的な方針、災害廃棄物の処理の内容及び実施時期等を明らかにした工程表を定め、これに基づき必要な措置を計画的かつ広域的に講ずる責務を有する。(第3条関係)

第三 国による災害廃棄物の処理の代行

1 環境大臣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体（以下「特定被災地方公共団体」という。）である市町村の長から要請があり、かつ、次の事項を勘案して必要があると認められるときは、当該市町村に代わって自ら災害廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。以下同じ。）を行うものとする。

（第4条第1項関係）

- ① 当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制
- ② 当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性
- ③ 当該災害廃棄物の広域的な処理の重要性

2 環境大臣は、東日本大震災復興対策本部の総合調整の下、関係行政機関の長と連携協力して、1による災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行うものとする。(第4条第2項関係)

3 環境大臣は、1により災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行う場合において、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に協力を要請することができる。(第4条第3項関係)

第四 費用の負担等

1 環境大臣が行う災害廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用は、国が負

担するものとし、この場合において、特定被災地方公共団体である市町村は、当該費用の額から、自ら災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うこととした場合に国が当該市町村に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。(第5条第1項関係)

- 2 国は、特定被災地方公共団体である市町村が災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うために要する費用で当該市町村の負担に属するもの(1の後段の規定により負担する費用を含む。以下「被災市町村負担費用」という。)について、必要な財政上の措置を講ずるものとし、加えて、地域における持続可能な社会の構築や雇用の機会の創出に資する事業を実施するために造成された基金の活用による被災市町村負担費用の軽減その他災害廃棄物の処理の促進のために必要な措置を講ずるものとする。(第5条第2項及び第3項関係)

第五 災害廃棄物の処理に関して国が講ずべき措置

国は、災害廃棄物の処理に関し、災害廃棄物に係る仮置場及び最終処分場の早急な確保のための広域的協力の要請や私有地の借入れの促進、災害廃棄物の再生利用、災害廃棄物処理に係る契約の内容に関する統一的指針の策定、アスベストによる健康被害の防止、海に流出した災害廃棄物の処理指針の策定とその早期処理、津波堆積物等の災害廃棄物に係る感染症の発生の予防など、必要な措置を講ずるものとする。(第6条関係)

第六 その他

- 1 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、第三の事務を地方環境事務所長に委任することができる。(第7条関係)
- 2 国は、被災市町村負担費用について、国と地方を合わせた東日本大震災からの復旧復興のための財源の確保に併せて、地方交付税の加算を行うこと等により確実に地方の復興財源の手当をし、当該費用の財源に充てるため起こした地方債を早期に償還できるようにする等その在り方について検討し、必要な措置を講ずるものとする。(附則第2項関係)

第七 衆議院東日本大震災復興特別委員会決議

本法律の制定と併せて、衆議院東日本大震災復興特別委員会において「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する件」(別添)が決議されており、その趣旨を十分に尊重することとしている。

(別添)

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する件

政府は、東日本大震災により生じた災害廃棄物の迅速かつ適切な処理が被災地域における復旧復興に不可欠であることに鑑み、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」を施行するに当たっては、次の事項に留意し、その運用について万全を期すべきである。

- 一 災害廃棄物の処理は、復旧復興の大前提であり、今回の特別立法を制定した趣旨を十分踏まえ、スピード感を持って、災害廃棄物処理の加速を図ること。
- 二 災害廃棄物の処理に関する措置を講ずるに当たっては、東日本大震災による被害を受けた地方公共団体の意向を最大限に尊重すること。
- 三 災害廃棄物処理事業に係る国庫補助を控除した地方の一時負担分について、グリーンニューデール基金を通じた支援により、国の実質負担額を平均九十五パーセントとし、残りの地方負担額についても全額交付税措置を行い、実質的に百パーセント国の支援とすること。
- 四 グリーンニューデール基金からの支援に当たっては、特定被災地方公共団体の地方負担額の実情を十分考慮したものとすること。

五 グリーンニューデール基金からの支援は、東日本大震災発生以降の災害廃棄物処理についても、適及して適用すること。

六 災害廃棄物処理事業費に係る国庫補助金につき、特定被災地方公共団体である市町村から概算払いの請求があった場合には、速やかな事務処理の下、迅速に支払うこと。

七 東日本大震災による被害を受けた地方公共団体の状況を最大限に勘案し、災害廃棄物の処理施設の整備等、必要な措置を講ずること。

八 災害廃棄物の処理に係る契約の内容に関する統一的な指針の策定に当たっては、被災者の財産、遺留品等の適切な取扱いに要する費用、災害廃棄物の処理に係る業務に従事する労働者の賃金、受注者の資金繰りに配慮した支払の方法、受注後の事情変更への対応などを勘案すること。

九 東日本大震災により特にその処理が必要となった廃棄物のうち、放射性物質によって汚染された廃棄物の処理に関しては、特段の配慮を要することに鑑み、必要な措置を講ずること。

十 既に都道府県知事に対して災害廃棄物の処理を委託している特定被災地方公共団体である市町村の長から代行の要請があった場合には、当該都道府県知事の意見を尊重すること。

右決議する。

環廃対発第 120525001 号
環廃産発第 120525001 号
平成 24 年 5 月 25 日

(別記) 関係県・政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

産業廃棄物課長

東日本大震災からの復旧復興のための公共工事における災害廃棄物由来の再生資材の活用について(通知)

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところである。

さて、東日本大震災では津波等により大量の災害廃棄物が発生しており、被災地の復旧復興にむけて、その迅速な処理を進め、かつ、生活環境保全上の支障を防止するためには、可能な限り再生利用を進める必要がある。

これを受け、復旧復興のための公共工事に活用される災害廃棄物由来の再生資材について、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。また、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

- 1 復旧復興のための公共工事に活用される災害廃棄物由来の再生資材の取扱い
東日本大震災により発生した津波堆積物、ガラスくず、陶磁器くず(瓦くず、れ

んがくずを含む。)、又は不燃混合物の細粒分(ふるい下)に由来する再生資材のうち、以下の要件を全て満たすことを、一般廃棄物由来のものにあつては市町村、産業廃棄物由来のものにあつては県(政令で定める市にあつては、市)(以下「県市等」という。)が確認したものについては、廃棄物に該当しないものである。なお、その他の災害廃棄物由来の再生資材が廃棄物に該当するか否かは、従前どおり、「行政処分の指針」(平成17年8月12日環産産発第050812003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)第一などを踏まえ、その物の性状、排出の状況、通常の実扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すること。

- ① 災害廃棄物を分別し、又は中間処理したものであること。
- ② 他の再生資材と同様に、有害物質を含まないものであること。
- ③ 他の再生資材と同様に、生活環境保全上の支障(飛散流出・水質汚濁・ガスの発生等)を生じるおそれがないこと。
- ④ 復旧復興のための公共工事において再生資材として確実に活用されること。
- ⑤ ④の公共工事を行う者が定める構造・耐力上の安全性等の構造物が求める品質を満たしていること。
- ⑥ ④の公共工事を行う者によって、災害廃棄物由来の再生資材の種類・用途・活用場所等が記録・保存されること。

なお、上記の①～⑥の詳細等については別紙1に、また、津波堆積物、ガラスくず、陶磁器くず(瓦くず、れんがくずを含む。)、又は不燃混合物の細粒分(ふるい下)に由来する再生資材のうち上記の要件を全て満たしていることを県市等が確認し廃棄物に該当しないと判断されたものの活用例は別紙2に示すとおりであることから、参考とされたい。

2 留意事項

本通知は、東日本大震災において津波等の被害により大量の災害廃棄物が発生しており、その迅速な処理を進めるためには可能な限り再生利用を進めることが必要であること、迅速な処理の実施が、ひいては災害廃棄物による生活環境保全上の支障の防止につながることに鑑み、復旧復興のための公共工事における災害廃棄物由来の再生資材についての取扱いを明確化するものである。

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、そのため、占有者の自由な処分に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境保全上の支障を生じる可能性を常に有している。

そして、廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断することとされている。

しかしながら、未曾有の被害をもたらした東日本大震災においては、過去例を見ないほどの大量の災害廃棄物が一度に発生した結果、津波堆積物や瓦くず等通常であれば最終処分場に埋立処分され得るものについても、可能な限り再生利用を進める必要がある。津波堆積物や瓦くず等は、インフラ復旧等の復旧復興のための公共工事の資材として再生利用することが考えられるが、これらの物を再生したものについて、製品としての市場の形成や占有者と相手方の間での有償譲渡は、現状では生じにくい状況にある。

この点、復旧復興のための公共工事の場合は、その実施主体が公的主体であることから東日本大震災により発生した災害廃棄物由来の再生資材について責任を持って適正に活用することが可能であり、かつ、東日本大震災からの復旧復興の基盤となる公共工事に活用される再生資材を迅速かつ安定的に確保することは、東日本大震災からの復旧復興に資すると確実に認められるものである。

このため、これらを総合的に勘案し、復旧復興のための公共工事に活用する災害廃棄物由来の再生資材の一部については、その廃棄物該当性の判断に当たり、製品市場の形成及び有償譲渡の実績が認められない場合であっても、各種判断要素の具体的な基準として、一定の要件に適合することが確認された場合には、廃棄物には該当しないものであることを明確化することとした。

以上のことから、本通知は、あくまでも災害廃棄物由来の再生資材の一部を復旧復興のための公共工事に活用する場合に限定されるものであり、環境保全上の安全性の基準を緩和するものではなく、災害廃棄物由来の再生資材の活用と称した廃棄物の不適正処理に対しては厳正に対処し廃棄物行政に対する国民の不信を招くことがないように留意されたい。なお、諸要件を満たし廃棄物に該当しないとされた場合であっても、その後当該要件を満たしていないことが明らかになった場合には、災害廃棄物由来の再生資材の活用と称した廃棄物の不適正処理に過ぎないのであって、廃棄物として厳正に対処されたい。

(別記)

県

青森県
岩手県
宮城県
福島県
茨城県
栃木県
千葉県
新潟県
長野県

政令市

仙台市
千葉市
新潟市
宇都宮市
郡山市
いわき市
長野市
船橋市
青森市
盛岡市
柏市

復旧復興のための公共工事に活用する災害廃棄物由来の再生資材であって廃棄物に該当しないものの要件等

1 復旧復興のための公共工事に活用する災害廃棄物由来の再生資材であって廃棄物に該当しないものの要件

① 災害廃棄物を分別し、又は中間処理したものであること。
公共工事の資材として活用するために必要な程度に分別若しくは中間処理が行われたものであること又は「東日本大震災津波堆積物処理指針（平成23年7月13日、環境省）」の分類Iに該当するものであることをいう。したがって、分別又は中間処理が行われていない災害廃棄物であって「東日本大震災津波堆積物処理指針」の分類Iに該当しないものや、分別又は中間処理を予定しているものの未だ当該分別又は中間処理が行われていない災害廃棄物は、本要件を満たさないものである。

② 他の再生資材と同様に、有害物質を含まないものであること。
その物の性状が、盛土材や路盤材等の資材に適さない有害性を呈しているものに当たらないものであることをいう。具体的には、原則として、土壌汚染対策法施行規則（以下「規則」という。）別表第三の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件（別添1）及び規則別表第四の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件（別添2）を満たすこと並びに廃石膏ボード、石綿含有形成板等の異物が混入していないことが、当該物の搬出元の地方公共団体（一般廃棄物由来のものにあつては市町村、産業廃棄物由来のものにあつては県（政令で定める市にあつては、市）（以下「県市等」という。））の廃棄物担当部局において確認されたものであることをいう。

当該物が有害物質を含まないことの確認は、原則、当該物の性状がおおむね同一であると推定される単位（以下「調査単位」という。）に区分し、それぞれの調査単位ごとに実施する（例えば、物の発生場所及び種類によって調査単位を区分できるのであれば、発生場所及び種類ごとに実施する）ものとし、同一の性状の再生資材を継続して提供する場合など性状が明らかな場合には、発生過程等状況を勘案しながら確認することとする。また、異物の混入の有無は、目視により確認し、記録する。

なお、埋立処分するよりも再生利用した方が処理費用全体として価格優位性

がある場合には、市町村又は市町村から災害廃棄物の処理の委託を受けた県が確認のための検査等に要した費用は、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象となる。

③ 他の再生資材と同様に、生活環境保全上の支障（飛散流出・水質汚濁・ガスの発生等）を生じるおそれがないこと。
飛散流出のおそれがないことは、例えば、不燃混合物の細粒分（ふるい下）を用いる場合に、風雨による飛散流出がないよう、当該細粒分の上部にマルチング材や覆土等による覆いがあることをいう。

水質汚濁のおそれがないことは、有害物質が溶出しないうことをいう。具体的には、②同様、規則別表第三の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件（別添1）を満たすことを、県市等において確認すること。

ガスの発生等のおそれがないことは、例えば、不燃混合物の細粒分（ふるい下）の一部に有機物が付着混入している場合に、当該有機物に対して十分に酸素が供給される状態であることや、発生するガスが地表に噴出しないうような覆土がなされることをいう。

④ 復旧復興のための公共工事において再生資材として確実に活用されること。
当該物を資材として活用する公共工事が確定しており、当該公共工事が復興のためのものであることをいう。

⑤ ④の公共工事を行う者が定める構造・耐力上の安全性等構造物が求める品質を満たしていること。

構造・耐力上の安全性等構造物が求める品質を満たしていることは、設計図書において求められる品質を満たしていることをいう。なお、不燃混合物の細粒分（ふるい下）等の一部にやむを得ず有機物が付着混入してしまった場合には、当該有機物の分解による影響を考慮して安全性等が検討されたものであることを確認すること。

⑥ ④の公共工事を行う者によつて、災害廃棄物由来の再生資材の種類・用途・活用場所等が記録・保存されること。

例えばばいじん図書に、災害廃棄物由来の再生資材の種類・数量・用途・活

用場所等が記録されることをいう。

なお、保存されることは、上記の事項がしゅん工図書に記録された場合は、当該しゅん工図書の保存期間中保存されることをいい、上記の事項がしゅん工図書以外の媒体に記録・保存される場合は、当該記録がしゅん工図書と同じ期間保存されることをいう。

2 その他

(1) 県市等は、1の①～⑥の確認に当たっては、確認を求めめる者に対し、確認の対象となる物の種類、量、分別又は中間処理が行われた場所、当該物が分別又は中間処理される前に災害廃棄物として仮置きされていた場所及び1の①～⑥を満たすことを示す書類の提出を求め、提出された書類に基づいて確認を行うこと。確認後には、確認を求めた者に対し、これらの確認結果及び以下の点を書面で通知すること。

① 県市等に提出した書類及び当該県市等から通知された確認結果の書面を保存すること。

② 確認結果を速やかに公共工事を行う者等に情報提供すること。

③ 廃棄物には該当しないことの確認を受けた再生資材を運搬する者が、当該運搬車両に確認結果の書面の写しを備え付けておくよう必要な措置を講ずること。また、公共工事の実施場所以外の場所に保管し、又は公共工事において実際に活用する際に、県市等の求めに応じ当該再生資材の管理者が確認結果の書面又はその写しを直ちに提示できるよう、必要な措置を講ずること。

また、当該物の放射性セシウム (Cs134 及び Cs137) の放射能濃度についても、当該物を提供する県市等の廃棄物担当部局において測定し、再生資材を活用する公共工事発注部局等へ情報を提供するよう求めること。なお、埋立処分するよりも再生利用した方が処理費用全体として価格優位性がある場合には、市町村又は市町村から災害廃棄物の処理の委託を受けた県が測定に要した費用は、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象となる。

(2) 1の①～⑥を満たすことを示す書類の例は以下のとおりであることから参考とされたい。

①について

・分別又は中間処理の方法を記載した書類

②について

・規則別表第三及び第四の要件 測定会社等が発行する検査証明書等
・異物の混入の有無 異物の混入の有無について1の②により記録した書面 (必要に応じて写真を添付すること)

③について

・当該物を資材として活用する公共工事の設計図書

④について

・当該物を資材として活用する公共工事の名称及び当該公共工事を行う場所を記載した書類

⑤について

・当該物を資材として活用する公共工事の設計図書及び当該設計図書において求める品質を満たすことが確認できる書類

⑥について

・記録及び保存方法を記載した書類

津波堆積物、ガラスくず、陶磁器くず(瓦くず、れんがくずを含む。)、又は不燃混合物の細粒分(ふるい下)に由来する再生資材の活用例等

1 津波堆積物、ガラスくず、陶磁器くず(瓦くず、れんがくずを含む。)、又は不燃混合物の細粒分(ふるい下)に由来する再生資材の活用例

- 津波堆積物、不燃混合物の細粒分(ふるい下)
- ・ きょう雑物の除去又は洗浄による簡易な再生処理を行った後、盛土材として活用する。
- ガラスくず、陶磁器くず(瓦くず、れんがくずを含む。)
- ・ 公共工事を行う者が定める盛土材としての品質を満たしているものを盛土材として活用する。
- ・ 粒度調整は用途に応じて行う。

※ 他の災害廃棄物の再生利用への可能性については、技術的観点等を含め個別に検討することが適当。

2 再生資材の活用に応じた留意点

災害廃棄物の再生利用については、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について(平成23年6月3日、原子力安全委員会)」の考え方を踏まえて整理された「福島県内の災害廃棄物の処理の方針(平成23年6月23日、環境省)」により、「市場に流通する前にクリアランスレベルの設定に用いた基準(0.01mSv/年)以下になるよう、放射性物質の濃度が適切に管理されれば再生利用が可能」との考え方が示されている。さらに、「クリアランスレベルを超える場合であっても、被ばく線量を0.01mSv/年以下に低くするための対策を講じつつ、管理された状態で利用することは可能」との考え方が示されている。また、「管理された状態での災害廃棄物(コンクリートくず等)の再生利用について(平成23年12月27日、環境省)」において、被災地における管理された状態での災害廃棄物の再生利用の考え方(※)が示されている。

復旧復興のための公共工事における災害廃棄物由来の再生資材の活用に応じた活用を図ることとする。なお、災害廃棄物由来の再生資材を活用する復旧復興

のための公共工事は、当該災害廃棄物が発生した県において実施されるものであることを基本とする。

※ 管理された状態での災害廃棄物の再生利用の考え方の概要と安全評価の結果は以下のとおり。

- 道路の路盤材等へ利用する場合、利用者・周辺居住者の被ばく線量が0.01mSv/年以下となるよう管理された状態で利用することは可能。
- 例えば、遮蔽効果を有する資材により地表面から30cmの厚さを確保することで、およそ3千Bq/kg以下の再生資材を利用することが可能。
- 上層路盤材の厚さを変えた場合のシミュレーション評価の結果は表のとおり。
- なお、これらの評価結果は、一定の道路構造を設定して実施したものであるが、それ以外の構造物に対する目安として活用することも差し支えない。
- ただし、工事後適切に管理され、遮蔽された状態を維持する必要があるので、通常の補修等では交換されることのない資材として、公共事業における再生利用を基本とする。

表 評価結果

検討ケース	No.	経路箇所	評価点	上層路盤材の厚さ(m)	福島県産物の割合 あとの材料はBq/kg		10μSv/年相当線量(Bq/g)			
					CS-137	CS(134+137)	CS-137	CS-134		
ケース2-①	28	道路周辺居住者外部(子ども)	B	0.1	2.1E+02	8.5E+03	1.4E+02	4.8E+01	1.2E+00	7.1E+01
				0.2	5.7E+03	2.1E+03	3.7E+03	1.8E+00	4.8E+00	2.7E+00
				0.3	1.7E+03	5.2E+04	3.5E+04	6.8E+00	1.9E+01	1.1E+01
				0.4	3.8E+04	1.2E+04	2.4E+04	2.8E+01	8.0E+01	4.1E+01
ケース2-②	28	道路周辺居住者外部(子ども)	B	0.2	5.8E+03	2.1E+03	3.7E+03	1.7E+00	4.8E+00	2.7E+00

ケース2-①: 道路・下層路盤材のみを再生資材を用い、上層路盤材の厚さを定めたケース
 ケース2-②: 道路・下層路盤材と路床・路肩に再生資材を用いたケース

※上層路盤材の上に0.18の不透水性アスファルトが敷設されていると仮定

別添 1

土壤汚染対策法施行規則別表第三

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1 リットルにつきカドミウム 0.01mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1 リットルにつき六価クロム 0.05mg 以下であること。
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1 リットルにつき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1 リットルにつきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.03mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1 リットルにつき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1 リットルにつき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1 リットルにつきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1 リットルにつきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

別添 2

土壤汚染対策法施行規則別表第四

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 150mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。



環廃対発第 1310044 号
平成 25 年 10 月 4 日

各道県環境担当部局長 殿

環境省大臣官房
廃棄物・リサイクル対策部長



東日本大震災に係る補助事業で整備した
仮設物の取扱いについて（通知）

東日本大震災に係る補助事業で整備した仮設物の取扱いについては、その事業完了後においては、撤去や廃棄等により原状復旧を行うことを原則としています。一方、これらの事業は比較的短期間で事業が完了することから、整備した仮設物を事業完了後に、地域の実情に即して有効活用することについては、予算の効率的な執行の観点から、一定の有効性が認められます。

そのため、今般、当該仮設物の取扱いについての運用を別添のとおり定めることとしたので、対象となる補助事業者等への周知徹底をいただきますようお願いいたします。

別添 東日本大震災に係る補助事業で整備した仮設物の取扱いについて

東日本大震災に係る補助事業で整備した仮設物の取扱いについて

1. 目的

東日本大震災に係る補助事業で整備した仮設物の取扱いについては、その事業完了後において、撤去や廃棄等により原状復旧を行うことを原則としている。一方、例えば、災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して実施している補助事業は、平成23年5月に公表した「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」において、平成26年3月末までの中間処理・最終処分を目的としているなど、これらの事業は比較的短期間で事業が完了することが見込まれている。

そのため、補助事業で整備をした仮設物については、事業完了後も引き続き使用が可能なものも見受けられ、整備した仮設物を事業完了後に、地域の実情に即して有効活用することについては、予算の効率的な執行の観点から、一定の有効性が認められる。

このような状況を踏まえ、今後、東日本大震災に係る補助事業で整備をした仮設物について、当該事業の完了後も引き続き使用を行う場合の手続き等を定め、通知するものである。

2. 適用対象

本通知の適用対象となる補助金は次の補助金である。

- ・ 災害等廃棄物処理事業費補助金（東日本大震災に係る事業に限る。）
- ・ 放射性物質汚染廃棄物処理加速化事業費補助金

3. 手続き及び承認基準

(1) 手続き

補助事業者は、別紙1に定める継続使用承認申請書を環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長あてに提出する。環境省は提出された申請書について、予算の効率的な執行等の観点から審査し、適当と認められる場合には、必要な条件を付して、別紙2に定める承認（不承認）通知により補助事業者に通知をする。

なお、有効利用の対象となる仮設物について、補助事業者以外の者に使用させる場合には、補助事業者と当該使用者との間で管理責任や使用条件等を明示した協定書等を締結することが望ましい。

(2) 承認基準

本通知における継続使用承認基準は次のとおりである。

- ① 補助事業が完了し、補助目的が達成されていること。
- ② 継続使用をする物は仮設物であり、本来は補助事業完了後において撤去する予定のものであるが、予算の効率的な執行の観点から継続使用することが有効と認められること。
- ③ 継続使用する予定の事業は、市町村等が実施する復旧・復興に係る事業なご公共性があり、かつ、民間事業者が営利を目的としないこと（ただし、維持管理等に必要な経費を使用者等が負担することは差し支えない）。
- ④ 継続使用後の原状復旧のために必要な撤去や廃棄等に要する経費は、補助事業者等において負担すること。

4. 様式

別紙1・・・継続使用承認申請書

別紙2・・・継続使用（不）承認通知書